

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

- 一 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）（第一条関係）・・・・・・・・・・一
- 二 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百二十号）（第二条関係）・・・・・・・・七
- 三 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十一号）（第三条関係）・・・・・・・・八
- 四 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）（第四条関係）・・・・・・・・九